

## 大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更

（奈良市決定）

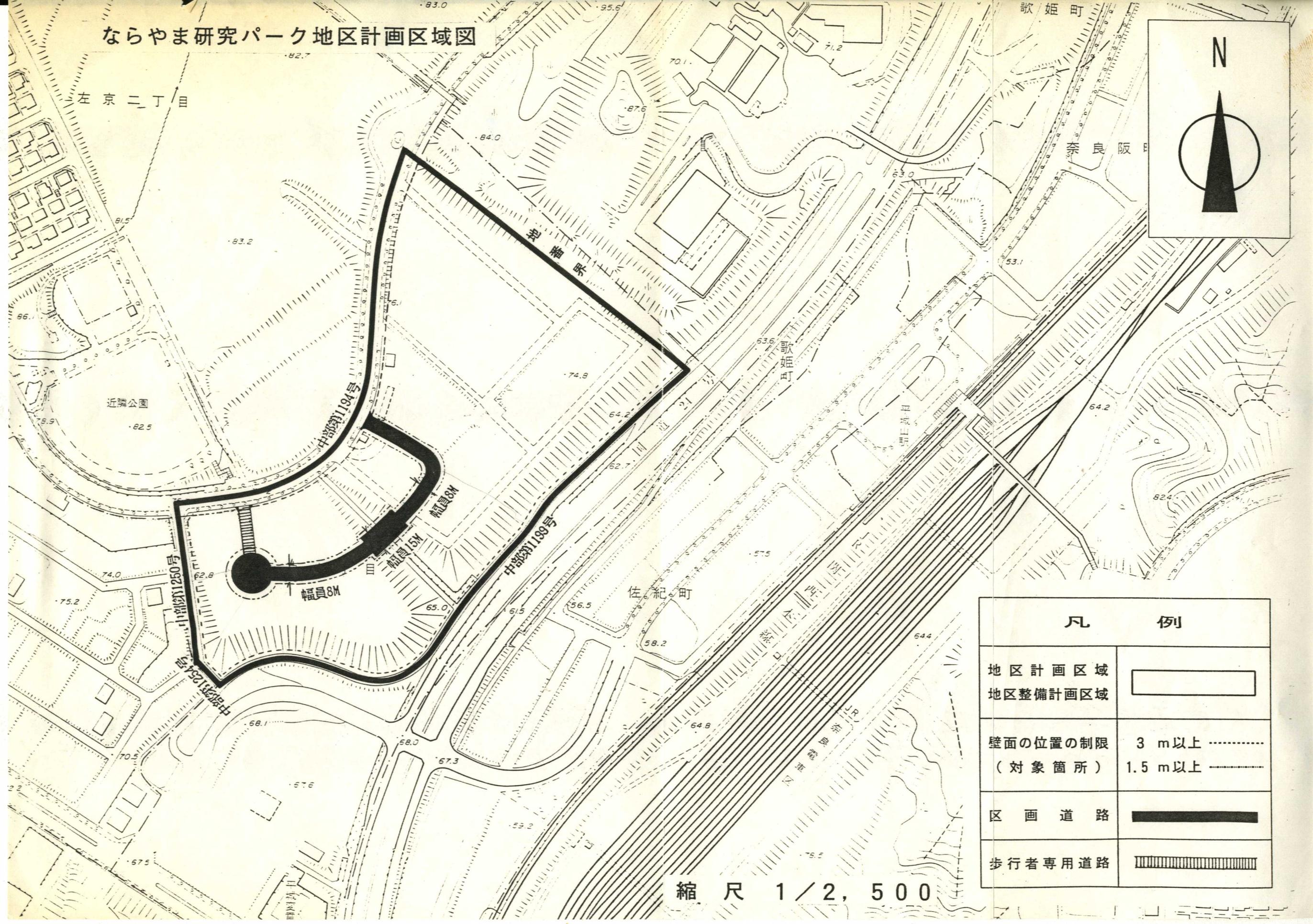
都市計画ならやま研究パーク地区計画を次のように変更する。

名 称	ならやま研究パーク地区計画	
位 置	奈良市左京六丁目の一部	
面 積	約5.9ha	
区域の 整備・ 開発及 び保全 に 関 す る 方 針	地区計画の 目標	<p>本地区は、市の北部丘陵地における、住宅・都市整備公団施行平城土地区画整理事業地内に位置しており、関西文化学術研究都市建設促進法に基づき「文化学術研究ゾーン」として位置づけられている地区である。</p> <p>当地区において地区計画を定めることにより「文化学術研究ゾーン」として適正な土地利用を図り、周辺環境と調和した良好な街区の形成を誘導するものである。</p>
	土地利用の 方針	<p>地区内においては、研究施設ゾーンとしての土地利用を推進し、周辺地域と調和のとれた緑豊かな街区形成を誘導するため、緑化を図るものとする。</p>
	地区施設の 整備の方針	<p>地区施設として区画道路及び歩行者専用道路を適正に配置する。土地区画整理事業により整備された歩行者専用道路（市道中部第107号線）については、その機能が損なわれないよう維持、保全を図る。</p>
	建築物等の 整備の方針	<p>地区内においては、研究施設ゾーンとして一体的に整備し、周辺地域と調和のとれた環境を形成・保全するため、建築物の用途制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p>
地区 整備 計画	地区施設の配置 及び規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区画道路            幅員8m～15m（8m）    延長    約220m</li> <li>・ 歩行者専用道路   幅員8m                            延長    約40m</li> </ul>
	建築物等 に 関 す る 事 項	<p>次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 共同住宅又は長屋住宅</li> <li>(2) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>(3) 公衆浴場</li> <li>(4) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場</li> <li>(5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>(6) カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>(7) ホテル又は旅館</li> <li>(8) 自動車教習所</li> <li>(9) 畜舎</li> <li>(10) 病院</li> </ol>

地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>壁面の位置の制限</p> <p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市道中部第1194号線、中部第1199号線、中部第1250号線及び中部第1254号線に面する部分については、3m以上</p> <p>(2) 区画道路に面する部分については、1.5m以上</p>
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 広告物（屋外広告物法第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。以下同じ。）は、自己の事業に関して掲出する広告物に限定する。</p> <p>2 広告物の形態、色彩、意匠及びその他表示方法は、美観風致を害さず、奈良県屋外広告物条例施行規則第4条に定める許可基準に適合するものとし、1事業所当たりのその数は、次の条件を満たすものとする。</p> <p>(1) 広告塔、立看板その他これらに類するものは、2個以内とすること。</p> <p>(2) 建築物の屋上を利用する広告物は、1個以内とすること。</p> <p>(3) 建築物の外壁から突き出す広告物は、1個以内とすること。</p> <p>(4) 前3号の広告物の数の合計は、3個以内とすること。</p>
<p>区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり。</p>		

# ならやま研究パーク地区計画区域図

左京二丁目



凡 例	
地区計画区域	
地区整備計画区域	
壁面の位置の制限 (対象箇所)	3 m以上 ..... 1.5 m以上 - - - - -
区画道路	
歩行者専用道路	

縮 尺 1 / 2 , 5 0 0